

国際関連情報 アジア情報

台湾での IFRS カンファレンスへの参加
と台湾の会計関係者との会合について

研究員 おかもと たけひろ
岡本 健寛

2011年2月23日に、台湾で同地域の会計基準設定主体である財務会計準則委員会（FASC、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）に相当）の運営母体である財団法人会計研究発展基金会（ARDF、日本の財務会計基準機構（FASF）に相当）の主催で、2011 IFRS Conference in Taiwan（以下「カンファレンス」という。）が、開催された。同カンファレンスでは台湾内の財務諸表作成者や監査人をはじめとする市場関係者およそ160名を迎え、日本からはASBJの西川郁生委員長及び国際財務報告基準（IFRS）財団の島崎憲明評議員が参加し、FASCのConrad Chang委員長と共に基調講演を行った。3氏による基調講演の要旨は次のとおりである。

1. 西川委員長による基調講演の要旨『日本におけるIFRS適用の動向』

(1) 日本の現状

2009年6月に企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」、いわゆる日本におけるロードマップを公表し、これに伴い2010年3月期から一定の条件を満たす企業についてIFRSの任意適用が認められた。

金融庁は2012年を目途にIFRSの強制適用

について判断する予定で、強制適用が決定されれば2015年又は2016年から強制適用が開始される見通しである。

IFRSの適用に際しては、日本基準とIFRSとのコンバージェンスが十分行われていることが肝要であり、ロードマップでは、ASBJによる国際的なコンバージェンスの継続・加速化が求められている。

(2) コンバージェンス

① プロジェクト計画

ASBJは2007年に国際会計基準審議会（IASB）と締結した「東京合意」に基づき、コンバージェンスを継続・加速している。我々はプロジェクトを、IFRSとの既存の差異に関連するプロジェクト、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）のMoUに関連するプロジェクト、これら以外のプロジェクトに分類したプ



プロジェクト計画に基づいて、日本基準の開発及びIASBへの意見発信等に取り組んでいる。

② 上場会社の単体財務諸表へのIFRSの適用

日本ではこれまで、単体財務諸表と連結財務諸表の会計上の取扱いは同一であったが、単体財務諸表の取扱いに関しては税務上、会社法上の取扱いにも大きな影響を与える可能性がある。このような事情から、ASBJでは、IFRSの適用に当たっては、プロジェクトごとに長所・短所を見極めながら、連単両財務諸表の差異を残すべきかどうかを議論することとしている。

(3) IFRSの適用に関する取組み

① IFRS実務対応グループ

2009年にASBJは、IFRSの解釈問題を洗い出し、論点整理するために、ASBJの委員、スタッフに、財務諸表作成者、監査人を加えた同グループを立ち上げた。同グループは、IASBの理事及びスタッフと緊密に連携を取り、次のような重要な論点に取り組んできた。

- 退職給付信託
- 有形固定資産の減価償却
- IFRS第1号の適用 等

② 非上場会社の会計基準に関する懇談会¹

2010年3月に、ASBJを含む関係者により同懇談会が設立された。この懇談会では、非上場会社へのIFRSの影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、非上場会社に適用される会計基準のあり方について幅広く検討し、同8月には一定の区分に該当する中小企業に適用する、国際基準の影響を受けない会計指針を開発することが提言された。



(4) アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)の活動について

AOSSGは2009年に設立され、現在24の国と地域からメンバー(会計基準設定主体)が参加している。2010年9月には年次総会が東京で開催され、その後1年間の議長を私が務めることとなった。

AOSSGは活動の目的をMoUの中で、次のように規定している。

- 当地域内の各国によるIFRSのアドプション及びIFRSとのコンバージェンスを促進すること
- 当地域内の各国によるIFRSの統合的な適用を促進すること
- IASBの専門的活動に対する当地域からの意見を調整すること
- 当地域の財務報告の品質改善のため、政府や規制当局、他の地域組織や国際機関と協力すること

議長、副議長の下には、11のワーキング・グループがあり、IASBの多くのプロジェクトに対して、コメントレターを通じた意見発信を行っている。

1 詳細については、次のFASB/ASBJのウェブサイトを参照
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/establishment/

2. 島崎評議員による基調講演の要旨『IFRS 財団の現状及び日本でのIFRSに関する取組み』

(1) IFRS 財団の各組織の紹介（出身地域の構成を含む）

(2) IFRS 財団の現在の活動状況

① 戦略レビューの実施

IFRS 財団（以下「財団」という。）は設立10年を機に、過去10年間の振り返りと、次の10年に向けた包括的な戦略の見直しを開始した。過去に関しては、IFRSが100か国以上で採用されるなど、財団自身は成功の10年であったと評しているが、その一方でいくつかの課題もある。

100か国以上で使用されているIFRSの信頼性をどのように担保すべきか、財団は公的機関との関係をさらに強化すべきかといった課題である。また、IFRSとパブリック・インタレスト（公益）との関係性においては、「基準設定プロセスの独立性の確保」と、「後ろ盾の獲得」という、相反する2つの要素のバランスをどのように確保すべきであるかという課題がある。

これらは、解決するには困難な課題ではあるが、財団はミッション、ガバナンス、プロセス、ファイナンスの4つの分野で継続的に検討を実施していく。

② 財団の資金問題

2011年6月のIASBとFASBとのMoUプロジェクトの期限を目前にし、運営経費も増加傾向にある。IFRSは100か国以上で使用されているにもかかわらず、このうち財団への拠出を行っているのは30か国にすぎず不公平感が生じているため、IFRSを適用するすべての国に、応分の負担を求めることができる資金調達の方法を確立すべきであると考えている。

③ IASB 議長の交代

David Tweedie 卿が議長の任期を2011年6月に終えるが、その後は次期議長に決まったHans Hoogervorst氏の政治的な影響力と、新ポストである副議長に決まったIan Mackintosh氏の豊富な会計基準設定の経験を生かして、IASBの体制がさらに強化されることを期待している。

④ トラスティー議長の選任

昨年12月に急逝したTommaso Padoa-Schioppa 評議員会議長の後任議長の選任を進めている。

⑤ サテライトオフィスの設立

IFRSに対する世界的な要請に適時に応えるため、評議員会は東京にサテライトオフィスを設立することを決定し、2012年秋に運営を開始する予定である。サテライトオフィスでは、次のような業務を想定している。

- 各国でのIFRSインプリメンテーションのサポート
- 地域におけるアウトリーチ活動のサポート
- 新基準制定時の地域内プロモーションとサポート
- 新基準制定後のレビュー
- 各種会議のコーディネート、運営

また、将来的には次のような追加的な業務も想定している。

- AOSSGとの連携
- 地域規制当局間の会合の調整
- XBRLの促進活動

(3) IFRSの日本へのスムーズな導入に向けて

日本国内の関係者がIASBから提案されている基準案を正しく理解し、IASBに対し日本の見解を意見発信することを目的に、財務諸表作成者、利用者、監査人、会計基準設定主体、規制・監督当局から構成される「IFRS対応会議」が、2009年7月に設立された。

また、2009年10月には、任意適用企業等に

おける円滑な IFRS 導入をサポートすること、IFRS 適用上の実務的な問題を抽出・整理・情報共有すること、及び企業における不必要な導入コストを抑制することを目的に、経団連会員企業 21 社と 4 大監査法人からなる、IFRS 導入準備タスクフォースが設立された。ここでの議論を踏まえ、経団連は 100 数十例の FQA を基本とした論点サマリー集を作成し、1,300 の会員企業に配布し、セミナーを開催する予定である。

(4) アジア・オセアニア地域での関係強化

IFRS 財団にとって、アジア・オセアニアの重要性が増している今、地域が連携を深め、米国、欧州と比肩し得る発言力を持ち、IASB に対してこの地域での意見を伝え、地域の意向をできる限り反映した基準作りを行っていくことが求められると同時に、IASB の活動を支えていく第 3 の支柱になることを目指すということが大切である。

インド、中国、韓国、香港、シンガポール等とは Bilateral な関係が作られつつあるが、今回の訪台によって、日台間の関係も構築できることを期待している。

これを将来的には multilateral な関係に発展させ、アジア・オセアニアの面での連携を強化していきたい。

3. FASC の Conrad Chang 委員長による基調講演の要旨『台湾における IFRS 適用の動向』

(1) 台湾における IFRS 適用のロードマップ

2009 年に台湾の金融監督官庁である行政院金融監督管理委員会 (Financial Supervisory Commission (以下「FSC」という。))、日本での金融庁に相当) が 2 段階アプローチで IFRS を適用することを発表した。

すべての上場企業及び金融会社に対して (一部例外の業種あり。)、IFRS を 2013 年から強制適用、2012 年から任意適用する。

その他のすべての公開会社 (今後上場を予定している会社を含む。)) に対しては、2015 年から強制適用、2013 年から任意適用を開始する。

(2) ある企業の事例紹介

台湾においては、IFRS 導入の 2 年前から企業は IFRS の導入計画及び導入の影響を事前開示しなければならないが、ある企業は、IFRS の適用により 1 株当たり純資産が \$13 から \$65 に上昇すると発表し、これに伴い株価も急騰した。これは主に、取得原価で評価していた固定資産 (主に中国の土地。所有権ではなく期限 99 年の使用権) を公正価値によって再評価したことに起因するが、株価の高騰に関しては、一方で将来発生する使用権に係る償却費を開示しなかったという、開示情報の非対称性が 1 つの要因とも考えられる (なお、この事象の後に、FSC は影響開示に当たっては、関連情報をすべて開示するよう規則を強化した。)。当然ながらこの企業の将来キャッシュフローには、IFRS の導入により何の変化も生じない。この事例のように、IFRS における公正価値評価のもたらす問題については、さらなる検討が必要であろう。

(3) IFRS 適用に向けたタスク・フォースの紹介

ARDF が IFRS の翻訳や国際活動を、台湾証券取引所が台湾への IFRS 導入の影響分析や開示システムの改善を、FSC の証券先物局 (Securities and Futures Bureau) が法律や監視機構の整備を、店頭市場が IFRS の教育やプロモーションを、それぞれタスク・フォース形式で主導し、スムーズな IFRS の導入を推進している。

(4) 台湾における特殊な論点

① 機能通貨の決定

輸出を主な生業とする企業での、機能通貨の決定において、次の点が問題となる。

- 複数の機能通貨を用いて財務諸表を作成しなければならないのか
- 台湾ドル以外の機能通貨での配当の支払は可能か
- どちらの通貨単位で税務申告を行うべきか

② 土地増値税の取扱い

課税ベースが土地の（売却益ではなく）値上り総額である土地増価税について、次の点が問題となる。

- IAS 第 12 号「法人所得税」は適用可能か
- IAS 第 12 号が適用可能とすると、固定資産に原価法を使用する企業は、現在の鑑定評価額が修正された場合に、繰延税金負債を計上しなければならないのか

西川委員長及び島崎評議員は、同日カンファレンス後に、FASC の Conrad Chang 委員長、台湾の 4 大会計事務所の日系企業担当者及び会計学者を交え、台湾における日系企業の IFRS 適用に係る論点及び、台湾での IFRS 適用に関する諸問題について意見交換を実施した。

また、翌日には、FSC と台湾公認会計士協会を訪問し、主に日本、台湾での IFRS の適用に関する諸問題についての意見交換を実施した。